

尼崎市 省力化・生産性向上設備導入支援補助金

昨今の物価高騰や慢性的な人手不足といった経営課題の解消を目的に、省力化や生産性向上のための設備等を導入する事業者の皆さまに対して、導入費用の一部を補助します。

補助対象者 市内に主たる事業所（本社等）を有する **中小企業者等**（個人事業含む）

補助上限額 導入する設備により上限額が異なります

製造業 **200万円** / 事業者

製造業以外 **100万円** / 事業者

（例）

- ・主に工場等の製造ラインに設置する設備
- ・金属加工等の工作機械 等



工場の生産設備



フライス盤など工作機械

（例）

- ・店舗やオフィスで使用する設備
- ・省人化等を実現するロボット 等



店舗のレジスター



配膳ロボット

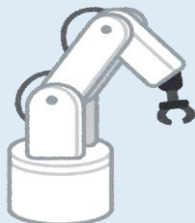
補助率 **3分の2**（ただし千円未満切捨て）

申請期間 令和7年**5月1日**（火）～ 令和8年**2月27日**（金）当日消印有効
ただし、期間内に請求書類の提出等の**すべての手続きが必要**です。期間経過後にご提出があった場合は、補助金の交付ができませんので、**お早めにご申請**ください。
なお、予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

補助対象経費 記載は一例です。審査の結果、補助対象と認められない場合があります。
補助要件などの詳細は補助要綱及びQ&Aをご確認ください。

※イラストはイメージです

機器設備



製造ロボット



既存機器のデジタル化

ソフトウェア



各種ソフトウェア

- ・生産管理システム
- ・予約管理システム
- ・作業工程管理システム
- ・受発注システム
- ・物流管理システム 等

※機器設備及びソフトウェアの導入に係る、設置費、工事費、配送費、セッティング費等。ただし、消費税を除く。

補助対象外

- ・パソコン、タブレット、スマートフォン等の汎用性のある電子機器のみの購入。
- ・既存設備の老朽化による買い替え。
- ・車両のほか空調設備等も対象外となりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

申請書類 尼崎市公式ホームページ（HP）から申請書類をダウンロード

申請方法 郵送（「レターパック」又は「レターパックライト」）もしくは、
ご持参にて下記申請先の事務局までご提出ください。

申請書や要綱は
こちら



（お問い合わせ・申請先）

（公財）尼崎地域産業活性化機構 「省力化・生産性向上設備導入支援補助金係」

住 所：〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目6-68 尼崎市中小企業センター4F

電話番号：06-6488-9565

FAX番号：06-6488-9549

受付日時：祝祭日を除く月～金曜日 午前9時～午後5時（12月27日（土）～1月4日（日）は休業）

事業着手までに余裕をもってのご申請をお願いします。

尼崎市省力化・生産性向上設備導入支援補助金

申請から補助金交付までの流れ

↓ ○印は事業者（申請者）様が行う項目です。 郵送は「レターバック」又は「レターバックプラス」にてお願いします

○	(1) 交付申請	第1号様式と必要書類を（公財）尼崎地域産業活性化機構へ持参、または郵送してください ※交付決定までは相応の時間を要します。申請期限に間に合うようお早めにご申請ください
	(2) 審査（申請分）	(1)で提出いただいた書類を審査し、補助対象かどうかを判断します ※書類に不備や疑義がある場合は、審査に時間を要する場合があります
	(3) 交付決定	市から交付決定通知書を送付します ※交付決定を受けた後に事業内容を変更する場合は、原則変更申請が必要です ※補助金交付が不適当と判断された場合は、不交付決定通知書が送付されます
○	(4) 事業着手～完了	各種設備等の導入完了～ 対象経費の支払完了 ※令和8年2月27日までに事業を完了させることが必要です
○	(5) 実績報告兼請求	第7号様式と必要書類を（公財）尼崎地域産業活性化機構へ持参、または郵送してください【令和8年2月27日まで】当日消印有効
	(6) 審査（実績報告分）	(5)で提出いただいた書類を審査し、補助金交付の是非を判断します ※書類に不備や疑義がある場合は、審査に時間を要する場合があります ※補助金交付が不適当と判断された場合は、交付決定を取り消します
	(7) 補助金交付（入金）	市が指定の口座に補助金を振り込みます ※交付決定が取り消された場合は補助金は交付されません ※入金の通知はございませんので、通帳等を記帳のうえご確認ください

(5)請求から(7)交付まで、4週間程度が目安となります

各種書類は、尼崎市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

尼崎市 生産性向上 補助金



詳細は[尼崎市役所ホームページ](#)をご確認ください。→

